

特定遊興飲食店営業のセルフチェックについて

平成27年6月24日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律により特定遊興飲食店営業が新設されました。

特定遊興飲食店営業にあつては、客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、深夜（午前0時から午前6時までの時間）において営むものが該当します。

この営業を営む際は、公安委員会の許可が必要となり、営業所を管轄する警察署に許可申請を行う必要があります。

施行日は平成28年6月23日からですが、許可申請を行うことができるのは平成28年3月23日からです。

現在、飲食店営業等を営んでいる方、又はこれから営もうと考えておられる方で、その営業が「特定遊興飲食店営業」に該当するか否かを知りたい方は、現在、警察庁のウェブサイト内で「特定遊興飲食店営業のセルフチェック」を行っております。

当該サイトにあつては

<http://www.npa.go.jp/safetylife/index.htm#hoan>

となっておりますので、是非、アクセスしてみてください。

なお、当該セルフチェックの結果は、あくまでも特定遊興飲食店営業に該当するか否かを判断するに当たっての参考となるものでありますが、当該営業の該当性の判断は、最終的には、個別具体的な営業の状況に応じてなされることとなります。